

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合東部北支部（以下「乙」という。）とは、大規模地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における燃料等の供給に関する必要な事項を定めることにより、被災者並びに避難者の救援活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策を実施する上で石油類燃料を必要とする場合は、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（供給及び運搬）

第4条 石油類燃料の供給並びに運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者（以下「乙等」とする。）が行うものとする。

2 甲は、乙等が石油類燃料の運搬をするために使用する車両について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定による緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（引渡し）

第5条 石油類燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における燃料単価契約書の単価を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(対価及び費用の支払い)

第8条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年6月26日

久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市
久喜市長

久喜市鷲宮6丁目12番1号

乙 埼玉県石油商業組合 東部北支部
支部長